

後期高齢者医療制度保険料額決定通知書などを送付します

◎保険料の納付通知書などの送付時期

保険料は徳島県後期高齢者医療広域連合で決定され、毎年8月上旬に保険料額決定通知書や納付通知書を送付します。

◎平成31年度(令和元年度)後期高齢者医療制度保険料の保険料率は以下のとおりです

区分	保険料の計算方法
所得割額	(前年中の総所得金額等－基礎控除 33 万円) × 所得割率 10.34%
均等割額	52,913 円 (被保険者全員が等しく負担)

保険料 = 所得割額 + 均等割額

※保険料の年額の上限は62万円です。

【後期高齢者医療制度保険料の納付方法】

普通徴収 納付通知書または口座振替による納付(特別徴収以外の方が対象。年度途中で75歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。)

特別徴収 年金天引き(年金額が年間18万円以上の方が対象となります。なお、年金天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収となります。)

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当(市役所1階) ☎ 3 2-3 8 4 5 FAX 3 3-3 4 0 1
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

国民健康保険に加入の皆さんへ

要申請

「限度額適用・標準負担額減額認定証」などの更新時期です

医療機関で診療を受けた際に国民健康保険の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

認定証は、7月末が有効期限となっているため、今月は更新時期になります。

8月以降、認定証が必要な方は、交付申請の手続きをしてください。なお、8月から認定証を使用される方は、必ず8月中に申請を済ませて下さい。

※国民健康保険税の滞納がある方は認定証を交付できない場合があります。

【対象者】 小松島市国民健康保険に加入の方

【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証
- ・世帯主のはんこ
- ・世帯主と対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・世帯主以外の方による申請の場合は、世帯主の委任状など

【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課国保担当(市役所1階⑤番窓口)
☎ 3 2・2 1 1 3 / FAX 3 5・0 1 7 3
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp